

第122号 平成27年1月発行

— 目 次 —

〈巻頭言〉

- ・平成27年 年頭所感
一般社団法人全国建設業協会 会長 近藤 晴貞（当機構評議員）・・・・・・・・・・ 1

〈特集〉

- ・建設法務セミナーの開催概要
「会社法の一部改正について」～建設業分野を中心に～・・・・・・・・・・ 3

〈機構主催の講習会開催状況〉・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

〈会員紹介〉

- ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会・・・・・・・・・・ 42
- ・京王建設株式会社・・・・・・・・・・ 44

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・No37 市議会議員の2親等以内の親族の経営する企業は、市が発注する工事の契約を
辞退しなければならないこと等を定めた市条例の規定が、合憲とされた事例・・・・ 45
- ・No38 建築工事請負契約に係る請負代金請求（本訴）及び
損害賠償請求（反訴）事件・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

〈建設業行政等〉

- ・「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」の
一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- ・「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について・・・・・・・・ 68
- ・経営事項審査の審査項目及び基準の改正等について・・・・・・・・ 71
- ・建設業法に基づく技術検定試験の制度見直しについて・・・・・・・・ 75
- ・平成26年度下請取引等実態調査の結果について・・・・・・・・ 79
- ・建設工事の内容及び例示等の改正について・・・・・・・・ 84

〈機構情報〉

- ・「建設業取引適正化推進月間」へ協賛・・・・・・・・・・ 91
- ・講習コース・・・・・・・・・・ 92
- ・販売図書・・・・・・・・・・ 94

特 集

建設法務セミナーの開催概要

「会社法の一部改正について」～建設業分野を中心に～

当機構では、建設法務セミナー「会社法の一部改正について」を11月17日13時30分から、東京都中央区の浜離宮建設プラザ10階大会議室で開催いたしました。



建設法務セミナー会場
(浜離宮建設プラザ)

会社法改正は、第186回国会で成立し、平成26年6月27日に公布され、平成27年5月1日の施行が予定されております。

講演は改正作業に携わった法務省大臣官房参事官 坂本三郎氏 を講師に招き、コーポレートガバナンスの強化に関する改正点や社外取締役及び監査役の要件等90分にわたり説明がなされ、参加者約200名が熱心に受講いたしました。

以下は、当日の講話内容 (P4～29) およびレジュメ (P30～39) を取り纏めたものです。

ただいま、ご紹介いただきました法務省大臣官房参事官の坂本と申します。本日は90分という短い時間ではございますが、会社法の改正について、重要な点を中心にご説明させていただければと思っております。

まず、お手元のレジュメの1ページ（本誌30ページ）を御覧下さい。

今回の改正は、「内外の投資家の日本企業に対する信頼を高め、その投資を促進し、日本経済の成長をもたらすため、コーポレートガバナンスの強化及び親子会社に関する規律等の整備を行う。」ことを目的としています。なお、コーポレートガバナンスの強化につきましては、今回の改正法の中でも、附則25条に2年後の見直しという規定がございますし、また、ご承知の通り、金融庁と東京証券取引所を共同事務局としてコーポレートガバナンス・コードに関する議論がされています。このことから分かりますとおり、コーポレートガバナンスの問題は、この会社法の改正が終着点というのではなくて、継続的に検討されるべきものと思っておりますので、引き続き皆さんご関心をもってフォローしていただければと思う次第でございます。

それでは、早速、中身に入らせていただきます。いま2つ挙げましたコーポレートガバナンスの強化と親子会社に関する規律の整備が改正の主要な目的ですので、それに合わせまして改正の内容も大きく分けますと、コーポレートガバナンスの強化を目的とする改正と親子会社に関する規律の整備を目的とする改正、あとはその他のどちらにも分類できないようなものという3つに分類することができます。したがって、本日のレジュメも3部構成に分けて記載させていただいているところでございます。

まず、コーポレートガバナンスの強化に関する改正ということでレジュメの第2部第1に入らせていただきます。

今回、コーポレートガバナンスの強化の関係で最も注目された論点は、社外取締役の機能をいかに活用していくのかというところではないかと思えます。社外取締役の機能の活用という観点からいたしますと、大きく言えば、一定の会社に社外取締役を義務付ければいいのかという考え方と、もう少し社外取締役の機能を活用しやすい会社類型を設けたらどうかという考え方をすることができるかと思えます。

今回の改正では、社外取締役を活用しやすい会社類型として監査等委員会設置会社を新たに設けております。また、社外取締役をどうやって入れていくかということについては、社外取締役の選任義務付けはしておりませんが、株主総会で社外取締役を置くことが相当でない理由を説明していただくこととしております。これと合わせて東京証券取引所のほうで、独立取締役の選任努力義務というものを規定していただく、この両者をセットとして、社外取締役の選任を促すという手当をしているということでございます。



法務省大臣官房参事官
坂本 三郎 氏

これが全体像ということですのでけれども、各論的なお話しということで、まずは監査等委員会設置会社制度をご説明させていただきたいと思えます。

そもそも監査等委員会設置会社とは何かということですのでけれども、ご承知の通り、現行法では、大企業、特に上場企業であれば監査役会設置会社か委員会設置会社のいずれかを取らなければならないということになっているわけですが、この監査等委員会設置会社は、それらと並ぶ第3の類型として、新しい機関設計を作ったというものでございます。

監査等委員会設置会社制度を創設する目的は、取締役会の業務執行者に対する監督機能を強化するというところにあります。先程申し上げました、社外取締役の機能を活用しながら業務執行者に対する監督機能の強化を図るために、社外取締役がその委員の過半数を占める監査等委員会というものを新たに作りまして、その監査等委員会が監査役会に代わって監査を行っていく、それに加えて、これは後で監査等委員会の権限のところでも説明いたしますが、株主総会において業務執行者の選任あるいは報酬についての意見陳述権を持つこととして、監督権限も持たせることとしています。したがって、監査等委員会という名称中の「等」というのは、今申し上げました株主総会での意見陳述権という監督権限も持っているということに基づくものです。

では、なぜ、監査等委員会設置会社というものを新しく作ったのかというところですが、これは今の監査役会設置会社あるいは委員会設置会社について指摘されていることを踏まえて、それを解消するということが創設の理由

ということになります。

まず、監査役会設置会社についてどんなことが言われていたのかということですが、監査役は、ご承知の通り業務執行者から独立した立場で監査を行います。それが、まさに監査役のいいところだと思いますが、他方、監査役という制度が日本特有の制度でございまして、特に欧米の投資家から見ますと、取締役会で1票を持ってない、したがって、代表者の首を切れないような人間、あるいは取締役選任議案を決定するにあたって1票を持ってないような人間に十分な監督ができるのかという指摘、単純化して言うと、首を切ることができて初めて言うことを聞かせることができるのであって、首を切れないのに、何で十分な監督ができるんだという指摘がされていたということでございます。

だからこそ監査役会設置会社については、「社外取締役を選任しろ」という声非常に強かった、今でも強いということでございますけれども、監査役会設置会社で社外取締役を置いていらっしゃる会社は、今でこそ東証の一部上場企業の75%近くの会社が社外取締役を、少なくとも1人は置いていらっしゃいますが、この議論を開始した平成22年の時点では、未だ過半数にも達していなかったという状況でございました。

これだけ選任しろと言われているのに何で社外取締役を選任しないのかということですが、その理由としてよく言われていたことが、監査役会設置会社には既に社外監査役を最低2名以上置くことになっており、加えて同じ社外者を社外取締役として置くことになると、それは重複するし、会社が社外取締役を置くことには負担感がありますということで、重複感、負担感があるということが言われておりました。

では、委員会設置会社を採用すればいいのではないかということですが、委員会設置会社は、必ず社外取締役が2名以上いないといけないという会社類型で、その代わり監査役は置いてはいけないということになります。したがって、社外監査役との重複感・負担感はない制度でございまして、他方で、委員会設置会社は非常に人気がない制度でございまして、平成14年に制度自体は導入されましたが、現在、委員会設置会社を採用している会社は、東証の上場企業で申し上げますと、僅か2%に過ぎないという状況です。では、なぜ僅か2%の会社しか採用していないのかということですが、その理由としてよく言われていることが、委員会設置会社は指名委員会と報酬委員会を必ず置かなければいけないことになっており、取締役の選任議案、その報酬についての決定は、指名委員会、報酬委員会の決定に拘束されるということになり、その点が嫌われているというようなことが言われています。

このような監査役会設置会社や委員会設置会社について指摘されていることを踏まえまして、新しく監査等委員会設置会社というものを設けたということでございます。



会場風景①

では、これらの指摘をどう解消しているのかということでございますけれども、先程申し上げましたように監査役を置かないで社外取締役を中心に構成される監査等委員会だけを置けばいいということになりますから、社外取締役と社外監査役との重複という問題は生じないこととなります。取締役会で一票を持たずに十分監督できるのかという指摘に対しては、監査等委員は、すべからず取締役の地位を有していますので、当然、取締役会で1票持っている、意見も言えるということになります。そうであれば、十分な監督は期待できるということになります。

では、委員会設置会社が嫌われた理由はどう解消しているのかということでありますが、これも先程申し上げました通り、あくまで指名と報酬についての株主総会での意見陳述権ですので、その意見に拘束はされません。このように、監査役会設置会社や委員会設置会社について指摘されていたことを解消し、社外取締役の機能を活用しつつ、その導入をしやすいような機関類型を作ったというのが、監査等委員会設置会社制度を新設した理由ということになります。

では、具体的にはどんな制度なんですかということ、レジュメ4の(3)です。

どういう機関を置かなければいけないのかということ、当然株主総会を置かなければいけません。取締役会があることも前提です。当然代表取締役も業務執行機関、会社を代表する機関として必要であり、監査等委員会が監査機関として置かれ、会計監査人も大会社かどうかにかかわらず必置ということにしております。会計参与は置くかどうかは任意ということになります。

監査等委員会設置会社を採用するかどうかは、各会社の任意の選択により、監査等委員会を置くという定款の定めを設けることが必要になります。

では、監査等委員会の委員、すなわち監査等委員である取締役は、どうやって選ぶのかというと、選解任手続や報酬の決め方、あるいは任期について、通常取締役とは違う規律を設けてございます。その前提といたしまして、何故違う規律を設けているのかというと、これは監査を行う機関である以上業務執行者から独立性を確保しなければいけないということです。その最たるものが監査役ですが、監査等委員である取締役についても、非常に監査役に似た独立性確保手段を設けています。

まず選解任の手続は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役というのは、区別して選任しなければいけないということとしています。したがって株主総会で議案を出すにあたって、この人は監査等委員である取締役の候補者ですよというのと、この人は業務を執行する取締役ですよというのを区別して議案を出さなければいけないということになります。その監査等委員である取締役の選任議案を提出するには、監査等委員会の同意が必要であるなど、監査役と同様の独立性の確保の手当をしてございます。解任にあっても株主総会の特別決議があるということとしています。

次に任期でございますが、監査役会設置会社であれば、取締役 2 年、監査役 4 年というのが、通常の任期ですが、この監査等委員会設置会社については、普通取締役の任期は 1 年としています。それに対して、監査等委員である取締役の任期は 2 年としています。監査役の 4 年と比べると 2 年というのは短いとお思いになるかもしれませんが、監査役と違って監査等委員は取締役の地位を兼ねていることから、当然取締役としての立場で業務執行の決定などに関与していくこととなります。そうすると監査役のように長期 4 年という期間を株主総会での信任を得ずにやっていくのはどうかということです。他方で、他の取締役と並びで 1 年としてしまうと独立性確保の観点から問題があるので、2 年という期間にしています。報酬につきましても、また同様に独立性確保ということから、他の取締役と区別して監査等委員である取締役の報酬は決めなければいけないということにしています。監査等委員である取締役がその報酬についての意見を述べるができるということについては、監査役と同じです。

では、監査等委員会というのはどういう構成か、どういうメンバーが何人いなければならないのかということですが、これは 3 人以上の監査等委員である取締役で構成されて、その過半数は社外取締役でなければならないということにしております。監査役会設置会社の場合は、社外監査役は監査役の半数とされており、4 人の監査役がいる会社であれば社外監査役は 2 人でも良かったわけですが、監査等委員会の場合は過半数ということになりますので、4 人の監査等委員がいれば 3 人が社外取締役でなければならないこととなります。まとめると、最低 3 人の監査等委員がいてそのうち 2 人が社外取締役でなければならないということになりますが、社外がその過半数か半数かという点が、監査

役会とは違うということをご注意いただければと思います。

監査等委員会の構成として、監査役会と違う点で申し上げますと、常勤を置く必要はないということにしています。監査役会設置会社は常勤監査役を必ず 1 人置かなければいけません。監査等委員会につきましては、常勤を置く必要はないということです。これはどうしてそうしたかというとも、監査役は独任制の機関ということで、自ら調査を行って監査するということを前提としておりますけれども、監査等委員会の監査は内部統制システムを活用して組織的に監査を行っていくことを想定しており、それは委員会設置会社と同じ監査手法を想定しているということです。そのような監査手法に照らして、常勤を敢えて置く必要はないし、現在の委員会設置会社の監査委員会が常勤を置くことを義務付けていないこととの平仄からも、監査等委員会についても常勤の監査等委員を義務付ける必要はないということで、そのようにしています。

もちろん常勤の監査等委員を置いても構いません。法制審での議論の中でも常勤を義務付けるべきだという議論もございました。しかし、今申し上げましたようなことから、常勤を置く必要はないこととなりました。

ただし、常勤を置くにしろ、置かないにしろ、その理由を事業報告に記載するということを省令で規定する方向で検討を進めておりますので、そういう規定が省令に入るという前提でお考えいただければと思っております。

省令案は、まだ公表されていませんが、来週にはパブリックコメントの手続を開始させていただき予定で準備を進めておりますので、皆さん、それもご関心を持ってご覧いただければと思っております。

次の「エ 監査等委員会の権限」というところでございます。

まず監査の権限を持っているのは当たり前でして、監査して監査報告を作成するということは、監査役と同じでございます。また、監査等委員会固有の権限として、レジュメに 2 つ書かせていただいておりますけれども、1 つは人事についての株主総会での意見陳述権でございます。これは先程、監査等委員会設置会社とは何かということをご説明させていただいた際にも、触れましたが、監査等委員会は、取締役の選任やその報酬についての意見を株主総会で述べることができるという固有の権限を有することにしてあります。これは、人と金の問題は、まさに監督を行うにあたっての肝の部分になりますので、そういう肝となる部分についての権限を監査等委員会に持たせて、監督を行うということでございます。

これについては、意見陳述権であれば、意見を述べるだけだから聞いておけばいいんだろうという感想をお持ちの方もおられるかもしれませんが、日本の会社を前提として考えた時に、監査等委員会が取締役が出した取締役選任議案や報酬議案について「それはおかしい」という意見を株主総会で言うというのは大変なことだと思いますので、かなり強い権限ではないかと思っております。

また、この意見陳述権の実際の機能、働き方を考えますと、意見陳述権があることを背景に監査等委員である取締役の意見を取締役会での議論の中により反映させていく、その結果、監査等委員は社外取締役が中心ですので、社外取締役の機能、社外取締役の意見というものを取締役会の中でより反映させやすくするという機能、あるいは働き方ということは十分あり得ると思えますし、むしろそういうふうに使っていくということも、ひとつのあり得るべき使い方ではなかろうかと思っております。

社外取締役の機能として、いろんな機能があると言われておりますが、期待される機能の1つとして、業務執行者の業務執行の結果を評価して、引き続きその業務執行者に対して経営を委任するかどうか、あるいは委任するとしてどれだけ報酬を与えるのかということを決定するということがあると言われておりますので、まさにその社外取締役の機能の真ん中の部分を法律上の権限として明確に書いているということでございます。

また、もう1つの監査等委員会の固有の権限といたしまして、利益相反行為について任務懈怠推定規定の適用除外ということがあります。ご承知の通り、利益相反取引を取締役がしようとする場合に、取締役会の承認を受けなければならないというのが、現行法の規定ですが、その利益相反行為をした結果、会社に損害が生じた場合には、その取締役は任務懈怠が推定されるという規定がございます。

ただ、利益相反取引について、社外取締役を中心として構成される監査等委員会が事前に承諾をしているのであれば、その任務懈怠の推定規定は適用しない、したがって任務懈怠があったことをその責任を追及する側において立証していただく必要があるということにしています。

これは、社外取締役の機能の1つとして、会社と取締役との間の利益相反をチェックするという機能が期待されていると言われておりますので、まさにその社外取締役を中心として構成される監査等委員会が利益相反行為を承認するのであれば、その任務懈怠を推定するということは、これはやり過ぎではなかろうかということで、適用を除外しているということです。

なお、この承認というのは、事前に承認した場合ということになります。

次は、「監査等委員会の運営」というところですけど、これは大雑把に申し上げますと、委員会設置会社の委員会の運営についての規定と同じ様な規定が並んでおります。ただ、委員会設置会社の委員会の委員は取締役会が選定するので、性格的には取締役会の内部機関的な位置付けという側面が強いかと思えますが、先程申し上げました通り、監査等委員会というのはいかに業務執行者からの独立性を確保するのかというところがひとつのポイントというところですので、委員会設置会社の委員会と比べまして、取締役会からの独立性を強化したような運営になっているということでございます。

たとえば、非常に細かい点ですが、委員会の招集通知を発する時期を遅くするためには、委員会設置会社では取締役会の決定でいいのですが、こちらでは定款の定めによらなければいけないとか、委員会の議事録の閲覧について、委員会設置会社については取締役がその委員会の議事録を閲覧できますけれども、監査等委員会の議事録については取締役に閲覧請求権はないというように、規定の内容が微妙に違っているところはございますが、概ね委員会に似たような規定を設けているということです。

次が「カ 監査等委員会設置会社における取締役会の権限」でございますが、基本的には、取締役会は、業務執行の決定を行うこと、代表取締役を選定すること、取締役の業務の執行を監督することという権限を持っているということは、他の機関設計の会社と変わらないということになります。ただ、業務執行の決定という部分について、監査等委員会設置会社には、特別な規定を設けてご

ざいます。それはどういうことかと申しますと、レジュメにも書いてございますとおり、取締役の過半数が社外取締役である場合あるいは定款で定めた場合には、重要な業務執行の決定を代表取締役あるいは業務執行取締役に委任することができるという規定を置いているということです。こういう要件を満たさないのであれば、通常取締役会設置会社と同様に、重要な業務執行の決定は取締役会で行わなければならない、それを個々の取締役に委任することはできないという原則規定を置いたうえで、社外取締役が過半数いる、あるいは定款の定めがあるということであれば、重要な業務執行の決定について、委員会設置会社とほぼ同範囲のものを、取締役に對して委任することができるという規定を設けてご

ざいます。どうしてこのような規定を設けているのかということですが、ご承知の通り、最近特にコーポレートガバナンスに関する議論などを見ていると、取締役会をマネジメント、すなわち業務執行の決定ということを中心に見るのか、モニタリング、すなわち監督ということを中心に見るのかという、両方の見方があるということかと思えます。どちらかという、これまでの会社法、特に監査役会設置会社は、マネジメント・ボードという側面、すなわち業務執行の決定をすることによって取締役会は業務執行者が勝手なことをしないように監督していくという側面が強かったのではないかと思いますけれども、特に欧米の取締役会などは、むしろモニタリングを中心にしてやっております。そのモニタリングとは何かというと、業務執行の基本方針は決めるけれども、あとは業務執行者に決めてもらって、その業務執行者がちゃんと成績を上げているのかというのを評価し、それを監督していくんだということです。先程申し上げた通り、その評価を人と金の問題に反映させていくというところが、むしろメインだということがございまして、この監査等委員会設置会社におきましても、社外取締役を過半数にする、あるいは定款で定めることによって、そのようなモニタリング・ボードという選択肢も採ることができるようにしているということでございます。

す。

したがって、監査等委員会設置会社はいろいろ自由な使い方ができるということで、監査役会設置会社的など申しましょうか、従前どおりのマネジメント・ボードを採用することもできますし、重要な業務執行の決定を業務執行者に委任してモニタリング・ボードを採用することもできるということです。それは各会社で何が自社にとって最適なガバナンスなのかということ判断してやっていただくということになると思っております。

あともう1点、レジュメの(4)のところです。この監査等委員会設置会社ということ設けたことに伴いまして、委員会設置会社の名称を指名委員会等設置会社に変更にしています。これは、今まで委員会設置会社という名称を使っていたわけですが、今回新たに監査等委員会設置会社ということを作るにあたりまして、2つの文字を並べていただくとお分かりの通り、委員会設置会社に監査等がくっついたという言葉になりますので、法律を作るにあたってのルールからいたしますと、委員会設置会社の一類型として監査等委員会設置会社というのが設けられることになるという読み方をすることになってしまいます。先程申し上げたように、そうではなく新しい会社類型として別個に作るということが本来の意図でございますので、そうならないように委員会設置会社の名称を指名委員会等設置会社に変えたということでございます。

なぜ「指名委員会等」が頭に出てくるのかということですが、これは単に現行の規定が、指名委員会・監査委員会・報酬委員会という順番に並んでいるので「指名委員会等」ということにしたというだけのことでして、実質的な意味があるものではありません。

ただ名称が変わったことによって、現在委員会設置会社を採用している会社に定款変更とか登記の変更の手間をおかけするのは忍びない話でございますので、経過措置を設けて、定款に委員会を置くと書いておられる会社は、それは指名委員会等を置くと書いてあるものと見なして、定款変更をする必要はないということにしていますし、登記についても別に変更の手続をしていただく必要はないという経過措置を、附則3条に設けています。

レジュメには書いてございませんけれども、既存の会社が監査等委員会設置会社に移行するには、どのタイミングで定款変更等をやればいいのかというご質問を受けることがあります。その前提に、会社法の一部改正法の施行日なんですけども、今の時点では来年の5月1日の施行を予定しております。これまで4月または5月というふうに言っていました、5月1日とする方向で進めております。では、例えば12月決算の会社が3月末の定時株主総会で、あらかじめ監査等委員会設置会社に変更するという定款変更の決議をすることができるのかということですが、結論から申し上げますと、それはできる、法律の施行を条件として施行前であっても定款変更の決議をすることができると考えています。

このあたりのことは、委員会設置会社が平成14年にできた時にも同じ様な説明、すなわち条件付きであらかじめ定款変更の決議をしておくことはできると説明しておりました。それと同じということになります。

他方で、新たに会社を設立する場合に、監査等委員会設置会社を設立しようと思えば、その定款の認証を受けなければいけないわけですが、定款の認証は、すでに施行されている法律に基づいたものでなければ受けられないということになりますので、新しく監査等委員会設置会社を設立しようと思えば、5月1日以降に定款の認証を受けたうえでやっていただく必要があるということになります。その点は、既存の会社が移行する場合と少し違うこととなりますので、ご注意ください。



会場風景②

次が「2 社外取締役及び社外監査役の要件等」というところでございますけれども、ひと言で申し上げますと、要件を厳格化した部分と緩めた部分の2つの部分がありますが、大きく言えば厳格化したということになると思っております。

まず1点目ですけれども、いわゆる過去要件と言われている部分です。現在の会社法は、過去に1度でも自分の会社あるいはその子会社に勤めたことがあれば社外取締役になることができないということで、無限定に過去を遡るということになっていました。しかし、それはいくらなんでもそこまで言わなくてもいいでしょうということで、原則として10年間、関係を持っていなければOKということにしています。ただ例外がございます、その10年の間に、例えば監

査役として会社と関係を持っていたということになってくると、さらにその過去10年間会社の業務執行者として関係していなかったかどうかということを見ていきたいと思いますということにしております。原則して10年としながら、一定の場合にはさらにその過去10年間を問うことにしていますので、そこはご注意ください。

以上が多少緩めたという部分でございますけれども、これから先、要件の厳格化というところでございます。親会社の関係者は、今回社外取締役、社外監査役になれないということにしております。ただし、これについては過去要件は付していませんので、過去親会社の人間であったとしても今は親会社とは縁が切れているという人であれば社外取締役、社外監査役になることができるということでございます。また要件に親会社の関係者でないことを加えたことの派生といたしまして、いわゆる兄弟会社の業務執行者についてはやはり社外取締役になれないことにしています。親会社の関係者は業務執行者かどうかを問わず社外取締役にはなれないことにしていますが、兄弟会社の場合は業務執行者に限るということにしていますので、その帰結といたしまして、親子会社間で社外を兼務することはできないこととなりますが、兄弟会社との間では社外を兼務することはできるということになりますので、その違いがあることとなります。

もう1点厳格化というところですが、会社の取締役等の二親等内の親族は社外になれないということとしています。使用人については重要な使用人の親族に限って社外になれないということとしています。では、重要な使用人とは何かということでございますが、現行の会社法上は取締役会が選定しなければいけない使用人ということで重要な使用人を規定しているわけでございますけど、大枠としては、それと同じ範囲ということになるかと思えます。

ただこの法律の趣旨に照らして、これをもう少し狭い範囲で考えるということとは在り得るべき解釈ではなかろうかというふうに思っております。では、具体的にどこから重要な使用人に当たるのかということ、それは会社次第ですねというふうにお答えするしかないのですが、典型的な例としてよく言われているのは、執行役員はこの重要な使用人に当たるということ間違いありません。では、その先はどこまでなんだということ、会社の規模、権限等に応じて考えていただくしかないということになります。

この社外要件の関係では、経過措置が、ある意味では大事というところでございます。附則4条という規定がございますけれども、どういう内容を定めているかということ、「この法律の施行の際、現に社外取締役又は社外監査役を置く会社の社外取締役又は社外監査役についてはこの法律の施行後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までは、なお従前の例による」としています。

これは、どういう意味かということですが、会社法の改正法の施行の際、社外監査役を置いている会社でいいますと、その社外監査役の方は例えば親会社出

身者だとして、その社外監査役についてはこの法律が施行したからといってすぐに社外監査役でなくなるというわけではありません。1年猶予してあげましょうということです。3月決算の会社で言えば、再来年の定時株主総会終結時までには、現行法の要件でも大丈夫にしようということをございます。

この場合、施行の際現に社外監査役であった人だけではなく、来年6月総会で選任する人についても、新法の要件ではなく旧法の要件で、社外かどうか見ましょうということになります。そうやって施行前からすでに社外監査役である人だけじゃなく、そういう人がいる会社であれば、施行後最初の株主総会で選ぶ社外監査役についても、旧法の要件を満たしていれば社外監査役になれるということになります。

ただし、その人が社外として認められるのは1年限りということになりますので、1年たったならそういう人であっても新法の要件を満たさなければ社外でなくなるということになります。これは特に監査役会設置会社のように社外を置くことが法律上義務付けられている会社にとっては、いきなり新法の要件を満たす人を来年6月の株主総会までに見つけなければいけないというのも、それはそれで大変でしょうということから、1年に限ってそれを猶予しているということをございます。

同じことは社外取締役についても当てはまります。ただ、この規定でご留意いただきたいのは、社外監査役を置いているけれども、社外取締役は置いていなかった会社が、今回新たに社外取締役を選ぼうとする時に、旧法要件でいいのかということではなくて、その社外取締役は、新法要件で選んでいただく必要があるということになりますので、その点ご注意ください。社外監査役がいる会社の社外監査役、社外取締役がいる会社の社外取締役は、この経過措置によって1年間限りは旧法の要件を満たせばいいということになりますが、社外監査役がいる会社が新たに社外取締役を選ぼうと思えば、そこは新法要件によっていただく必要があります。そこはクロスしないということになりますので、ご注意いただければと思います。

「(2) 責任の一部免除に関する規律の見直し」は、時間の関係もありますので詳細の説明は省略させていただきます。責任限定契約を締結することができる人が、これまでの社外かどうかということから、業務執行者かどうかということに変わったということとして、いちばん大きいのは、監査役は、社外かどうかに限らず、すべからく責任限定契約を締結できるようになったということが現行法から変わった点をございます。

次がレジュメの「3 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明」というところをございます。今回新たに、事業年度末に社外取締役がいない上場会社は、その事業年度についての定時株主総会で、社外取締役を置くことが相当でない理由というのを説明していただく必要がでてきたということをございます。

この規定は、ご承知の通り、もともと法制審の要綱には入っていなかったわけ

ですけれども、法案を提出するにあたっての与党自民党でのご議論の中でこう
いうことを法律に書くべきだというご指摘を受けたことを踏まえて、加えたも
のでございます。

また、この相当でない理由の説明ということとあわせて、すでに東証の方で上
場規則を改正してもう施行されておりますけれども、上場会社は独立取締役を
少なくとも 1 名以上選任するように努めなければいけないという規定を設けて
おられます。それと相まって「comply or explain」という「従うか、従わないの
であればその理由を説明しろ」と、そういうことによって社外取締役の選任を促
していこうという規律を設けています。

では、この「相当でない理由」とは何かというところが、いちばん気になられ
るところだと思います。抽象的なことで申しあげますと、あくまで必要でない理
由ではなく相当でない理由と、置かない理由ではなく相当でない理由と条文に
書いている以上、単に「うちには必要ありません」というだけでは駄目で、置くこ
とが会社にとってかえってマイナスであるというようなご事情を説明していた
だく必要があるということでございます。

具体的にはどんなことを言えばいいのかということでございますが、それは
私どもの口からは言えないということとさせていただきます。なぜかとい
うと、いわゆる理由の説明という場合、各社同じ様なことを説明してしまう、
いわゆる雛形に従って説明するということになると意味がないというご議論も
あったことも踏まえ、私どもが「これだったらいいですよ。」というふうに言っ
てしまうと、みなさん真面目な会社なので、それに唯々諾々と従ってそのまま記
載するとは思いませんけれども、そういうところが無いとも限りませんので、私
どもから何が典型的な説明の内容なのかということとはご説明しないという扱
いをさせていただいているということでございます。

ただ、どういうことに留意しなければいけないのか、ということは言えるとい
うこととさせていただきます。まず、そういう雛形に従ったような説明ではいけない
ということ、それは当たり前と言えれば当たり前なのですが、社外取締役を置くこ
とが相当でない理由というのは、各社各様、その時点時点によっても違うはずの
ものでございますので、当該会社のその時の事情に応じて相当でない理由を説明
していただく必要があるということとさせていただきます。

また必要でない理由では足りないので、社外監査役が 2 人いるから社外者と
して十分ですという説明は駄目と考えています。すなわち、社外監査役が 2 人
以上いることのみをもって、相当でない理由にすることはできないと考えてい
ます。

今の 2 点については、この相当でないという理由というのは、後でご説明す
る通り、株主総会参考書類や事業報告でも書いていただくということを省令で
規定することを予定しているわけでございますが、株主総会参考書類や事業報
告の記載については、今の 2 点のことに従って記載してくださいということは、
省令で明記する予定でおりますので、そういう前提で考えていただければと思
います。

では、実際に説明しなかったらどうなるのかということですが、株主総会の決議取消事由になるかどうか、問題になり得るところでございます。この説明は、そもそも何か特定の議案に結び付けられた説明ではないので、仮に株主総会の決議取消事由となるとしてもどの議案なのかということが問題になろうかと思えます。

そして、どうしてこの説明をしてもらうこととするのかということ、各社それぞれ社外取締役を置くかどうかを毎年考えていただく、それを株主に対して説明していただくということで、各社に最適なガバナンスについての検討を促すという側面と、「当社は、このような理由で社外取締役を置かない構成で行きますが、それでいいですか？」ということを経主に対して問うという側面があると思えます。その2つの側面があるということからすると、取締役選任議案の取消事由ということにはなり得るという解釈は当然あるだろうと思っております。

では、全く説明しなかった場合には、そのように解釈され得るとして、説明はしたけれども不十分な説明だったらどうなるのかということですが、まず、そもそも何をもって不十分なのかという問題もあろうかと思えます。そもそも「不十分過ぎてそれは説明していないのと同じだ。」という評価を受けることになると、今申し上げた通り、説明をしなかった場合と同じ結論になります。

ただある程度の説明はしているということになると、先程申し上げましたように、これは株主への判断材料の提供という側面もございますので、第一次的には、その理由が相当かどうかというのは、株主において判断していただく必要があるということになろうかと思えます。

この説明は、いつ開催される株主総会から説明しなければいけないのかということでございますけれども、これは法律を見ていただくとお分かりの通り、どこにも経過措置は書いていませんので、この法律の施行後に開催される株主総会であれば、説明していただく必要があるということになります。

例えば、3月決算の会社であれば、来年の6月の定時株主総会では、社外取締役を置いていなければ、この相当でない理由を説明していただく必要がありますし、仮に2月決算の会社で5月末に定時株主総会を予定しているとしても、5月1日が施行日ということであれば、5月末の総会では説明していただく必要があるということになりますので、そこはあらかじめご準備いただければと思えます。

では、その株主総会で「うちは社外取締役を置こうとして社外取締役を選任する議案を出そうと思っているのだけれども、それでも理由を説明しなければいけないのか」ということですが、これも結論から申し上げて、やはり説明していただく必要はあるということになります。

もっとも、社外取締役の選任議案を出していない会社と比べれば、その説明というのは、それほど詳しくしていただく必要はない、あっさりめの説明でいいと考えております。置いてない会社はたっぷりと十分に説明していただく必要があると思えますが、今回の株主総会で社外取締役を置きますという会社は、そこまで詳細な説明をしなくてもよいのではないかと考えております。

次が「(2) 省令に定める方向で検討中のもの」でございますけれども、これは、これからパブリック・コメントの手続を開始する予定の、法務省令に規定する予定のものでございます。まず、事業年度末に社外取締役を置いていない会社は、事業報告で社外取締役を置くことが相当でない理由を書きいただく必要があります。また、株主総会参考書類においても、これまで社外取締役を置いていない会社が、今回の総会で取締役選任議案を出しているにも拘わらず、その候補者の中に社外候補者が含まれていないということであれば、社外取締役を置くことが相当でない理由を株主総会参考書類にも書きいただく必要があるということにする予定です。

そういう意味では、社外取締役をこれからも置かないという会社であれば、相当でない理由を株主総会で説明し、事業報告でも記載し、株主総会参考書類でも記載しなければならないことになるということです。そこで、3つ同じことを書いてはいけないのかということですが、実際、株主総会での説明や事業報告での記載というのと、株主総会参考書類での記載というのとは、それほど基準となる時点が異なっているわけではないので、同じ内容になってはいけないということまで申し上げるつもりはございません。ただ、この3つは、若干ニュアンスは違うということは、ご理解いただければと思います。

事業報告での記載や株主総会での口頭での説明は、これまでこういうことを考えて置いてきませんでしたという、過去を振り返って説明をするということになるかと思えます。他方で、株主総会参考書類については、これからこの役員構成で行きますというにあたって、今後その取締役の任期の間、こういうことを考えてこの役員構成としていきますということを説明していただくということで、そういう意味では、未来志向と申しますか将来志向と申しますか、そういうニュアンスの違いはあるということです。

先程の株主総会の説明については、これが株主総会決議取消事由になるかどうかというのは、全く説明をしなければ取消事由になり得るということを申し上げましたが、株主総会参考書類の記載を漏らせば、それは法文上明確に決議取消事由になりますので、そこはご注意ください。

以上が相当でない理由の説明ということになります。適用時期について、先程説明した通り、株主総会での説明、事業報告での記載、株主総会参考書類での記載のいずれについても来年の6月総会ではそれを書いていただく必要があるという前提でお考えいただければと思います。

次は「会計監査人の独立性の強化」というところでございます。会計監査人の選任議案は、取締役会が決めて、監査役がそれについて同意権あるいは提案権を持っているというのが現行法でございます。このような現行法につきましては、会計監査人の独立性を強化するという観点から、自分が監査する対象である取締役ではなく監査役が決める方がよいという意見が監査役サイドあるいは公認

会計士サイドから出されていまして。そのような意見も踏まえまして、会計監査人の選任議案の内容は、これまで取締役会が決めていたのを監査役が決めるということにしています。したがって、議案の内容の決定権者が代わっているということにはご注意ください。

ただ議案の内容の決定ということですので、取締役会は監査役が決めた通りの内容で株主総会の招集を決めなければならない、株主総会の招集権者はあくまでも取締役のままですので、招集通知を出すにあたって、取締役は監査役が決めた通りの内容で招集を決めなければいけないことになるということです。

では、これがいつから適用されるのかという経過措置でございますが、附則 15 条に規定がございまして、施行日前に株主総会の招集手続が開始された場合には、なお従前の例によることとしています。この株主総会の招集手続が開始された時というのはいつかということ、これは取締役会の招集が決定された時ということになります。施行日後に株主総会の招集の決定をする会社であって、会計監査人の選任議案等をその株主総会に出すことを考えていらっしゃる会社は、監査役がその議案の内容を決める必要があることになるということです。

したがって、会計監査人の候補者の選定作業は、株主総会の直近ではなく、だいぶ早い時期からやっていたらいいかと思いますが、株主総会の招集の決定の時期を踏まえて、どちらが決める必要があるのか検討していただくことになると思います。

以上が会計監査人の関係でして、次が「資金調達の場合における企業統治の在り方」というところです。

まず、「1 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等」のところですが、今回、支配株主の異動があるような募集株式の発行をする場合には、株主総会決議が必要な場面が出てきたということでございます。

ただ常に株主総会決議が必要となると、資金調達に時間がかかってしまうことになりますので、募集株式を発行することによって総株主の議決権の 2 分の 1 を超えるような株主が出てくるような場合に、まずは株主に対して、どこの誰がどれだけの株式を引き受けるのかということを知りたくて情報提供していただく。その上で、10 分の 1 以上の議決権を持っている株主から反対の通知を受けた場合には、株主総会の承認を得ていただく必要があるとしました。

ただし、株主総会の決議をやっている間は、もうとても会社が立ちいかなくなる、その資金調達ができないと会社が潰れてしまうというような事情があるのであれば、それは株主総会の決議を要せずに、取締役会の判断でやればいいというような規定になっています。

この 10 分の 1 以上の反対というのは、なにも 1 人の株主が 10 分の 1 以上の議決権を持っていないといけないというわけではなく、何人かの株主が集まって 10 分の 1 になるという場合でも、この要件は満たすことになります。そして、10 分の 1 以上の議決権を有する株主が文句を言った場合であっても株主総会決議を不要とすることができる要件というもの、単にこの資金調達ができな

いとある特定の事業ができなくなるというのではなく、最早その会社自体が成り立たなくなる、会社自体が潰れてしまう、事業体として存続できないという場合に初めて、この株主総会の決議を不要とすることができるということでございます。

10分の1以上の反対があらかじめ見込まれるというような場合には、事前に株主総会の決議を条件付きで取っておくということも当然許容されるだろうと考えております。

次は、「2 仮装払込みによる募集株式の発行」というところです。

いわゆる見せ金とか預金などの仮装払込みがされた場合、その仮装払込みをした人の責任というのは、現行法には規定がありませんでしたが、今回新たに、仮装払込みをした引受人、あるいはそれに関与した取締役は仮装した金額を払っていただくという規定を新たに設けています。

次が、「3 新株予約権無償割当てに関する割当通知」というところでございますが、これは最近よく言われているライツ・オファリングに関する改正ということですが、

新株予約権無償割当てを使った資金調達については、近時はいろいろ言われているところもございしますが、そのために要する期間を短縮するために割当通知の時期を見直したというものでございます。

時間の関係もあるので、これ以上の説明は省略させていただきます。

次が「第2 親子会社に関する規律」のうち「親会社の株主の保護」というところです。

まず、多重代表訴訟ということを挙げています。多重代表訴訟とは何かと申しますと、簡単に言うと、完全親会社の株主が、完全子会社の役員に対して代表訴訟を提起することができるようにしたということでございます。

「二重」ではなく「多重」としているのは、単に子会社だけではなく、孫会社や曾孫会社であっても、要件を満たすのであれば、その代表訴訟の対象になるということで、「多重」という言い方をしているということですが、

では、何故こういうものを設けたのかと申しますと、ホールディングス、持株会社形態がこれだけ広がっている中、親会社の株主としては子会社の事業が適正に行われていることに対して強い関心を持っているはずなのに、子会社の役員がおかしなことをやったとしても、親会社の株主としては何も文句は言えないというのが現状です。

親会社の取締役が適切に監視、あるいは監督して、子会社の役員の責任を追及すれば、それはそれでいいのかもしれませんが、会社の関係如何によっては株主代表訴訟と同様に責任追及が懈怠されるリスクがあり得るだろうということで、代表訴訟と同じ趣旨が当てはまる場面があるのではないかとということで、今回、多重代表訴訟制度というものを作ったということですが、

では、どのような要件が設けられているのかということですが、この

レジュメに書いてある①が原告サイドの要件で、②が被告サイドの要件というふうに大まかに考えていただければと思います。まず多重代表訴訟を提起することができる株主は、最終完全親会社等の株式の1%以上の議決権を持っていることが必要ということになります。この要件には2つのことが書いてあって、一つは、完全親会社の株主でなければならないということ、したがって、例えば、ある会社が6割持って、他の会社が4割持っているような子会社であれば、多重代表訴訟の対象にはならないということです。100%子会社だけが対象になるということです。

しかも、それが最終の完全親会社でなければならないことになりますので、中間にあるような100%親会社、たとえば親会社、子会社、孫会社というものがあるときに、この多重代表訴訟を起こすことができるのは、親会社の株主であって、中間の子会社は、たとえ孫会社の完全親会社であったとしても、多重代表訴訟は起こせない、あくまでもそのグループのいちばん上にある株式会社の株主が多重代表訴訟を起こすことができるということです。

また普通の代表訴訟の場合は、株主が1株でも持っていれば代表訴訟を提起することができることになっておりますが、この多重代表訴訟については、1%の少数株主権ということになっております。この1%というのは、なにも1人で1%を持っている必要はなくて、何人かで寄り集まって1%を持っていれば複数の人間が共同原告として多重代表訴訟を提起することができます。

以上が①の原告サイドの要件でございますが、次は②の被告サイドの要件です。子会社といってもいろんな規模のものがあります。例えば子会社の社長といっても本社に戻れば部長クラスであるということは間々ある話ですし、もしかしたら課長クラスというのもありえなくはない、そういう人たちまでこの多重代表訴訟という形で責任追及する必要はなく、本社でも役員クラスの人ということで、重要な子会社の役員に限って多重代表訴訟の対象とすることとさせていただきます。

では、重要な子会社とは一体何かということでございますが、「重要な」といってもそれは抽象的すぎてワークしないことになりますので、形式的な数字を基準として要件を区切っています。具体的には、このレジュメに書いている通り、取締役の責任原因事実が発生した時に、当該子会社の株式の帳簿価格が親会社の総資産額の5分の1を超える、そういう重要な子会社の役員に限って多重代表訴訟の対象にするということです。

この5分の1基準というのは、簡易組織再編でも5分の1を基準にしており、会社の基礎的などころに影響する重要なものは5分の1というのが今の会社法の仕切りとなっていることを参考にいたしまして、5分の1の要件にしているということです。そういう子会社の役員については、今後親会社の株主から責任を追及される可能性があるということになります。

一番典型的なのはホールディングスの形態を採っている銀行ですね。そのグループのメインの銀行の役員は、多重代表訴訟の対象となると思います。実際に

ホールディングス以外の事業会社の完全子会社がこれに当てはまるということは、それほど無いのではないかと思います。もしかすると最近買収をした会社などは当たり得るということもあるかもしれません。

多重代表訴訟の手續として、条文では非常に細々としたことが規定されています。ただ大きなところで申し上げれば、普通の代表訴訟とあまり手続的には変わらないということになります。ただ、代表訴訟が提起された場合、会社は株主に対して代表訴訟が提起されたことを通知・公告しなければいけないことになっていますが、それが完全親会社の株主が提訴権者に加わるということから、完全親会社の株主に通知・公告をしなければいけないこととなります。

そのために完全親会社の方で多重代表訴訟が提起されたことが分からなければいけませんので、多重代表訴訟が提起された場合には、子会社から親会社に対して多重代表訴訟が起こされたことを通知して、親会社の方で自分の株主に対してそのことを通知・公告する手續を取る必要があるということが、通常の代表訴訟と異なることとなります。簡単に言うと、子会社から親会社に情報を上げて、親会社の方でその株主に通知・公告するというところでございます。

では、多重代表訴訟がいつから適用されるのかということですが、経過措置で申し上げますと、21条3項という規定がございまして、施行日前にその原因となった事実が生じた子会社の役員の実任については、なお従前の例によるということになっています。したがって、対象となるのは施行日後に責任原因事実が発生した子会社の役員の実任に限るということになります。過去の責任を多重代表訴訟により問われることはなく、施行日後に生じた責任だけが多重代表訴訟の対象になるということになります。

このほか、多重代表訴訟との関係でご説明申し上げるべきことは、多重代表訴訟が入った関係で、監査役が会社を代表すべき場面が変わっているということもご注意ください。会社と取締役との間の訴訟というのは監査役が会社を代表するというようになっておりますが、それが多重代表訴訟の対象となるようなものについても、監査役が代表するという場面が出てくるということをご注意いただければと思います。

あと、よくご質問があるのは外国の子会社についてです。外国の子会社の役員がこの多重代表訴訟の対象になるのかということですが、外国の子会社は対象にならないと整理しています。

そのことは条文のどこに書いてあるのかというと、847条の3の条文を見ていただくと、「株式会社」と書いてございます。そして、「株式会社」と会社法で規定したときは、それは日本法を準拠法として設立された会社、国内の会社をいうことは条文上明白です。外国会社が含まれていないのに外国会社を除くという規定も置けませんので、敢えて847条の3では除外する文言を入れていません。けれども、国内の子会社の役員のみがこの多重代表訴訟の対象になるということになります。

この他、多重代表訴訟に似たものとしてレジュメで申し上げますと2の「株式会社が株式交換等をした場合の株主代表訴訟」というものを設けているという

ことでございます。



会場風景③

これは現行法でも、代表訴訟の係属中に株式交換等が行われた場合には、なお原告適格を失わないという規定はありますが、代表訴訟が提起される前に株式交換等が行われた場合については、何も規定がございません。したがって、株式交換が行われた後は代表訴訟を提起することができないというのが現行法の規定でございますが、株式交換が代表訴訟提起前にされた場合であっても、なお株式交換完全親会社の株主となった者は、代表訴訟を提起することができるようにしたというものです。

そういうものでございますので、もともと株式交換がされなければ代表訴訟を提起することができた責任に限ってその対象とすることとしています。したがって、株式交換の効力発生前に責任原因発生事実が生じたものが、この規定の対象になるということでございます。

次に、レジュメの3のいわゆる「内部統制システム」の規定を変えたという部分ですが、実務的に興味をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

今まで企業集団の内部統制については、当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の内部統制の整備を決定しなければならないと省令で規定されておりました。これを現在の企業集団における経営というものの重要性に鑑みまして、当該株式会社とその子会社から成る企業集団の部分について、省令ではなく法律で規定することとしています。その結果何が変わるのかというと、何も変えるつもりはなく、単にこれまで省令で規定されていたものを法律で

規定しただけということです。何か規定の実質が変わるわけではないということです。

ただ、これからパブリック・コメントの手続を開始する予定の省令案では、その企業集団における内部統制という部分も省令委任がありますので、それに関する規定を設けることとしていますが、それも現行の内容から何か変えるというものではなく、今まできちんと企業集団の内部統制の整備についての決定をされている会社は、これまで通りやっておけばそれで良いという内容でございます。当然内部統制の整備の決定というのも整備するという決定をしるというものではなく、整備するかどうかを決定しるという解釈がされていると承知しておりますので、その解釈も今回何かそれによって変わるものではないということです。

これによって、新たに子会社の監督責任が生じるのではないかというような論文を拝見したことがありますけれども、こういう規定を設けたからといって何も親会社の子会社を監督する責任を生じさせる意図でこういう改正をしたものではないということです。先程申し上げましたように、単に省令にあったものを法律で書いたに過ぎないという規定でございますので、それによって変わるものではないと思っております。

ただ省令では、先程申し上げました通り、企業集団における内部統制の内容の例示を書かせていただく予定にしておりますが、先程来繰り返すように、これを整備しなければいけないというものでもなく、整備するかどうかを善管注意義務に従って判断していただくということになります。

次が「4 親会社による子会社株式等の譲渡」というところになります。

今まで子会社株式を譲渡しようとしたとしても、特に株主総会決議をとる必要があるという明文の規定はないというのが現行法でございました。ただ子会社の株を、例えば全部売却するということになってしまいますと、子会社がやっている事業を事業譲渡するというのと同じようなインパクトが親会社には生じますので、一定の重要な子会社の株を売るような場合には、株主総会の決議が必要ということにするという改正を行っております。

株主総会の決議が必要となる要件といたしまして、まず①として、先程来何度か出てきております、譲渡する会社の株の帳簿価格が総資産額の5分の1を超える、会社にとって重大なインパクトを与えるような資産価値を持っており、②として、子会社の議決権の総数の過半数を有しない、即ち子会社に対する支配を失うような場合に、株主総会の決議を取っていただく必要があるということになります。

1点親子の関係で、レジュメには記載しておりませんが、ご説明しておくべきことがございます。それは親子会社間の取引についての規律というものでございます。

これは親会社の子会社に不当な取引条件を押しつけたような場合に、子会社から親会社に対して何らかの損害賠償請求ができないのかということが法制審

では議論されましたが、結論としてそういう規定は設けないということにしております。

ただその代わりに、計算書類で関連当事者注記というものをやっておられるかと思いますが、その関連当事者注記の対象になるような親会社との取引については、その取引が当該会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断とその理由などを事業報告に記載すべきだということが、法制審議会の要綱では記載されています。

したがって、省令事項ではございますが、法務省令の中ではその関連当事者注記の対象となる親会社との取引については、その事業報告において、当該会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断とその理由などを事業報告に記載するというような改正をする予定でおりますので、その点もご注意ください。

次が「キャッシュアウト」という部分でございますけれども、これは、現金を対価として少数株主から株式を取得して、少数株主を締め出すということでございます。ご承知の通り、現行法の下でキャッシュ・アウトをやろうと思えば、全部取得条項付種類株式の取得という手法を用いるのが一般的かと思いますが、全部取得条項付種類株式の取得という手法を用いる場合、必ず株主総会決議を経なければいけません。9割の議決権を持っていたとしても、合併などと違って、必ず株主総会決議が取得するにあたって必要になるということになります。しかし、9割の議決権を持っているのであれば、敢えて株主総会をやる必要はなく、迅速にキャッシュ・アウトができるようにして、さらに企業価値を向上させる方が便利ではなかろうかということで、今回新たに「特別支配株主の株式等売渡請求」というものを新設しています。

これがどういうものかと申しますと、総株主の議決権の10分の9以上を持っている株主、これを「特別支配株主」と呼んでおりますが、その特別支配株主が残り10%を持っている少数株主に対して「有している株を全部自分に売り渡せ」という請求をすることができるという制度です。これは何も株式だけではなく、新株予約権や新株予約権付社債についても対象にすることができます。全部取得条項付種類株式の取得は、株式についてしかできないというものですが、こちらの制度を使えば新株予約権も対象にすることができるということになります。

では具体的にどんな手続が必要かということ、まず、売渡請求を行うにあたって9割持っている人から、残り1割の株主ではなくて、まずは発行会社に対してその条件等を通知するということになります。発行会社の方はその提示された条件が適正なのかどうかということ、また会社がちゃんと代金を払ってくれるのかということ、ちゃんとチェックした上で、それを承認するかどうか決める必要があります。

この承認をするに当たっては、その少数株主の利益に配慮して決めないと、それは善管注意義務違反として取締役の責任が問われ得るということになります。対象会社が承認をした場合には、対象会社から売渡株主に対して通知がされる

ことになります。その通知は、振替株式、すなわち上場株式の場合には、公告によらなければいけないというふうにしています。他方で、上場会社以外の会社については、必ず通知によらなければならず、公告による代替は認められていますので、その点にご注意下さい。

承認をした場合には、対象会社は事前開示手続を行って株主に対する情報開示を事前に行い、取得日が来たら、特別支配株主がその株式を取得するということになります。そして、株式を取得したら対象会社は事後開示手続を取らなくてはならないというようなことは、組織再編と同じです。

では、株を取得される少数株主の利益はどうやって保護されるのかというと、その売渡請求が違法である、あるいはその対価が著しく不当だという場合には、事前に差止請求をすることができます。またその価格に不満がある株主は、価格決定の申立てをして、価格を裁判で争うことができます。さらには事後的に無効の訴えを提起して、株式の取得全体を無効とするという手続を取ることができることとしています。

そして、いちいち株主の側からこういう手続を取らなくてもいいように、その対価が相当であるのかどうか、あるいはちゃんと代金が支払われるように資金準備をしているのかということについては、発行会社の取締役が善管注意義務をもって正しく判断しなければいけないということになります。

取締役が 9 割持っている株主のことだからといって、安易に承認してしまうと、売渡株主の方から 429 条の損害賠償責任を追及され得ることになります。承認するに当たっては、その覚悟をもって適正に判断してくださいということです。したがって、第 1 関門としては、その取締役がきちっと判断することによって、条件の適正性というのが確保されるということになるということです。

キャッシュ・アウトに関しては、全部取得条項付種類株式の取得がキャッシュ・アウトの手法として用いられているという現状を踏まえて、株主に対する情報提供を充実させるために、事前開示手続や事後開示手続を設けましたし、先程申し上げた事前の差止めも認めることとしています。

次の「3 株式の併合」でございますが、一定の要件を満たす株式の併合については、同じく事前開示手続、事後開示手続をやっていただく必要があることとし、また、差止請求を新たに認めることとしています。

では、どのようなものが規律の対象となるのかというと、株式の併合は、出資単位の調整として、単元株に合わせておやりになるパターンが多いのではないかと思います。そのような場合には、いちいち事前開示手続等をやる必要はございませんので、そういう場合にはこれらの手続の対象にはなりません。

他方で、単元株式数を定めていないような会社であれば、すべての株式の併合において、これらの手続の対象となるということでございます。

単元株式数を定めている会社であれば、その単元株式数に併合の割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生じるような場合、すなわち例としてレジュメ

にも書いている通り、1 単元 100 株の会社が 1000 株を 1 株とする株式の併合を行うとこれまで 1 単元であったものが端数になってしまいますし、また、3 株を 1 株とする株式の併合を行うと、割り切れないので 0.1 以下の端数が出てしまう、要するにこれまで 1 単元であったものが端数になってしまうリスクがあるような株式の併合が対象となるということにしております。

他方で、例えば 1 単元 100 株の会社が 100 株を 1 株とする株式の併合、あるいは 10 株を 1 株とする株式の併合を行ったとしても、それはこれまで 1 単元であった部分には端数は生じませんので、このような手続をやっていただく必要はないということになります。

次の「4 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格」は省略させていただいて、組織再編における株式買取請求等のうち、「1 株式買取請求の撤回制限の実行化」というところに進みます。

株式買取請求をするにあたって、買取請求をした株式を市場で売却することによって、会社の同意を得ることなく、事実上株式買取請求を撤回したのと同じこととなり、る撤回制限を事実上回避することができることになっている現状を踏まえて、例えば合併等をする場合にはあらかじめ会社の方で買取口座を作ってもらって、株式買取請求をしようとする場合には、その買取口座に株式の振替をしなければいけないということにしています。したがって、株式買取請求をすれば、もはや会社が管理する買取口座に入っていますので、請求をした株主がこれを市場で売却することができないこととなりますので、市場で売却することにより事実上撤回をしたのと同じことになるという事態が生じないようにしています。

次の 2 の説明は省略して、次の 3 のいわゆる「仮払の制度」について説明いたします。

株式買取請求がされた場合に、最終的に裁判所まで価格が争われれば、裁判所による価格の決定があるまでは、会社としては、買取請求をした株主が、とりあえず会社が妥当と考える額でいいから払ってくださいというふうに同意しない限り、会社が妥当と考える額の支払はできないということになっています。その結果、年 6 分の利息がどんどん増えていくという状況となっています。

そのような状況が生じないように、株式買取請求がされた場合に、裁判所による価格決定がされる前であっても、会社がこの額が妥当だと思ふ額を支払うことができるという規定を新設しています。これを用いて支払をすれば、その後は、その部分についての利息は生じないことになるということでございます。

もちろん後で、それよりも高い額が裁判所によって決定されたということになれば、その差額とそれに対する利息は払っていただく必要がありますけれども、仮に支払った部分については、利息の発生を止めることができるということになります。もちろん、それは相手方が受け取ればということですが、売れ取らなければ供託もできます。「支払うことができる」という規定ですので、

相手方が受け取らなければ供託をすることができ、供託をすればそれで利息の発生は止まることになるということです。

あとは、少しテクニカルな話が続きますので説明は省略させていただき、レジュメの8ページ（本誌37ページ）の「組織再編等の差止請求」というところに移らせていただきます。

現在、合併等の組織再編については、略式合併のような略式組織再編の場合には株主による差止請求が認められています。普通の合併の場合に株主による差止請求が認められるかどうかは、解釈が分かれているという状況でございます。これを今回、事後的にそれを無効にするよりは、事前に差し止めることができた方がいいということで、事前の差止請求の規定を設けています。

ただその要件は、法令定款違反に限っています。したがって、取締役の善管注意義務違反、対価が不当だという場合には、差止事由には当たらないと整理しています。そこはご注意くださいと思います。

次が「会社分割等における債権者の保護」ということで、いわゆる詐害的な会社分割についての規定を説明します。巷間、立ちいかななくなった会社が、優良資産、あるいは優良事業を他の会社に移し、債権者も今後も付き合いを続けたい人と今後は縁を切りたい金融債権者みたいな人を恣意的に分けたうえで、優良資産等を引き継いだ他の会社に移転されなかった債権者が十分な弁済を受けることができなくなるという、いわゆる詐害的な会社分割が行われていると言われていました。

現在は、それに対しては、民法の詐害行為取消権で対応していたわけですが、今回、会社法で新たに規定を設けまして、そういう場合には資産を承継した会社に対しても請求することができるという規定を設けております。

最後に、駆け足になって恐縮ですが、「第3 その他」のところでは1点だけご説明申し上げますと、「3 監査役

の監査の範囲に関する登記」というところでございます。特に中小の企業では、定款で、監査役

の監査の範囲を会計の範囲に限定しており、業務監査権を持たないという会社があるかと思いますが、平成17年に会社法が制定される前に小会社であった会社のように、現在は、そのような定款の定めがあるとみなされる会社もあるかと思いますが、ただそういう会社では、例えば、会社と取締役との間の訴訟において監査役が代表権を持っているのか持っていないのかという点が違っているなど、監査役の権限の違いがあるにもかかわらず、登記上は、いずれも監査役設置会社ということで登記されています。

ただ施行と同時に登記していただくということになると、それはそれで非常に大変だということもございますので、監査役が退任あるいは就任するタイミング、監査役について何らかの登記をするタイミングで法務局に行っていて、一緒に会計限定であるということも登記していただければよいこととしております。逆にそれまでは登記をしなくていいということですので、施行後に監査役が選解任されるような会社で、会計限定の定款の定めがあるような会社につきましては、選解任の登記と一緒に会計限定を公示する手続もしなければいけないということは、ご注意くださいと思います。

最後に、この改正法の施行日でございますが、先程申し上げました通り、現時点では、来年 5 月 1 日ということをご予定しております。事業報告の記載内容等については、省令で経過措置を設ける予定ではございますが、社外取締役を置くことが相当でない理由の株主総会での説明等については、来年の 6 月総会では対応していただく必要がありますので、施行日に向けたご準備をお願いできればと思っております。

また附則 25 条として、いわゆる 2 年後見直しの規定が入っています。では、この 2 年後にどのような見直しをするのですかとよく聞かれますが、これは、施行後 2 年の状況を踏まえて必要があると認める時は必要な措置を取ることになってございますので、現時点で何か特定の措置を取ることが具体的に決まっているというわけではございません。

ただ社外取締役の選任が措置の例示として挙がっておりますように、社外取締役をどうするのかというのは、今後も議論が続いていくものと思われまして、全体の流れとしては選任する方向でございますので、そういう状況にあるということをご踏まえて諸々ご検討をいただければと思っております。

若干時間を超過し、また、最後駆け足になって恐縮でございますが、私からの説明は以上とさせていただきますと存じます。ご清聴どうもありがとうございました。

会社法の一部改正について～建設業分野を中心に～

法務省民事局 坂本三郎

第Ⅰ部 総論

第1 成立に至る経緯

- 平成22年 2月24日 法務大臣から法制審議会への諮問
- 平成23年12月 7日 法制審議会会社法制部会、「会社法制の見直しに関する中間試案」を取りまとめ
- 平成24年 8月 1日 部会、「会社法制の見直しに関する要綱案」を取りまとめ
同年 9月 7日 法制審議会、「会社法制の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という。）を取りまとめ、法務大臣に答申
- 平成25年11月29日 法案提出
- 平成26年 4月25日 衆議院本会議で修正の上可決
同年 6月20日 参議院本会議で可決・成立
同年 6月27日 公布（平成26年法律第90号（会社法改正法）、第91号（整備法））

第2 改正の目的

内外の投資家の日本企業に対する信頼を高め、その投資を促進し、日本経済の成長をもたらすため、コーポレートガバナンスの強化及び親子会社に関する規律等の整備を図る。

第Ⅱ部 会社法の一部を改正する法律の概要

第1 コーポレートガバナンスの強化に関する改正点

【取締役会の監督機能（社外取締役の機能の活用）】

1 監査等委員会設置会社制度

- (1) 監査等委員会設置会社とは
- (2) 監査等委員会設置会社制度を新設した理由
- (3) 制度の概要

- ア 監査等委員会設置会社の機関構成 (327, 399 の 13Ⅲ等)
株主総会+取締役会+代表取締役+監査等委員会+会計監査人(+会計参与)
 - イ 監査等委員の選解任手続等
 - ・ 選解任手続等 (329, 342 の 2, 344 の 2 等)
 - ・ 任期 (332)
 - ・ 報酬 (361)
 (注) 設立段階につき 38Ⅱ, 43 等
 - ウ 監査等委員会の構成 (331Ⅵ, 399 の 2ⅠⅡ)
 - エ 監査等委員会の権限 (399 の 2~399 の 7, 342 の 2Ⅳ, 361Ⅵ, 423Ⅳ等)
 - ・ 人事についての意見陳述権 (342 の 2Ⅳ, 361Ⅵ)
 - ・ 利益相反行為につき監査等委員会が事前承認した場合の任務懈怠推定規定の適用除外 (423Ⅳ)
 - オ 監査等委員会の運営 (399 の 8~399 の 12)
 - カ 監査等委員会設置会社における取締役会の権限 (399 の 13。なお, 373 参照)
 - ・ 取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款で定めた場合における重要な業務執行の決定の委任 (399 の 13ⅤⅥ)
 - キ 登記 (911Ⅲ⑳)
- (4) 委員会設置会社から指名委員会等設置会社への名称変更 (2㉑。なお, 附則 3)

2 社外取締役及び社外監査役の要件等

(1) 社外取締役等の要件の厳格化等

- ア 改正の概要 (2⑮, ⑯。なお, 23 の 2, 4 の 2)
 - ・ 過去要件：無限定→10年に限定 (イ・ロ)
 - ・ 親会社等の関係者：○→× (ハ)
 - ・ 兄弟会社の業務執行者等：○→× (ニ)
 - ・ 株式会社の関係者等の近親者：○→× (ホ)
- イ 経過措置 (附則 4)

(2) 責任の一部免除に関する規律の見直し

- ア 改正の概要
 - ・ 責任限定契約について (427。登記につき 911Ⅲ㉕・㉖を削除)
 - ・ 最低責任限度額について (425)
- イ 経過措置 (附則 16。登記につき附則 22Ⅱ)

3 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明

(1) 改正の概要

社外取締役を置くことが相当でない理由の定時株主総会での説明義務（327の2）（注）

（注）上場規則における取締役である独立役員確保の努力義務

→いわゆる comply or explain ルール

(2) 省令に定める方向で検討中のもの

- ・ 事業報告での「相当でない理由」の記載
- ・ 株主総会参考書類での「相当でない理由」の記載

(3) 適用時期

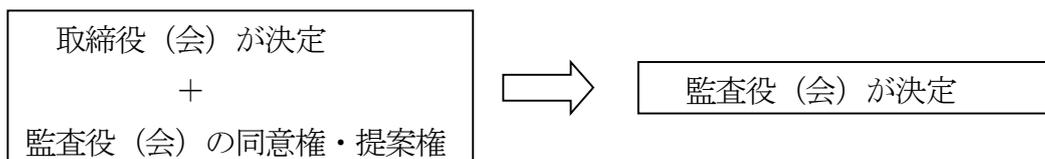
【会計監査人の独立性の強化】

1 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定

(1) 改正の概要（344）

（現行）

（改正法）



(2) 経過措置（附則15）

【資金調達の場合における企業統治の在り方】

1 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

(1) 改正の概要（206の2）

公開会社において、特定の募集株式の引受人等が当該募集株式を引き受けた結果有することとなる議決権の数（注）が総株主の議決権の2分の1を超えることとなる場合



当該公開会社は、株主に対し、当該引受人の氏名等を通知又は公告



総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主から反対通知があれば、株主総会決議による当該引受人に対する募集株式の割当て等についての承

認が必要。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、事業の継続のため緊急の必要があるときは、株主総会決議は不要

(注) 募集新株予約権の発行等につき 244 の 2

(2) 経過措置 (附則 12。新株予約権につき附則 13 I)

2 仮装払込みによる募集株式の発行等

(1) 改正の概要 (213 の 2, 213 の 3 等)

仮装払込みをした募集株式の引受人及び仮装払込みに関与した取締役につき、払込みを仮装した金額等の支払義務を新設 (注)

(注) 設立時 (52 の 2, 102 の 2, 103 等) 及び新株予約権 (286 の 2, 286 の 3 等) についても同様の規定を新設

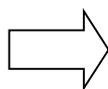
(2) 経過措置 (附則 12。設立時につき附則 6, 新株予約権につき附則 13)

3 新株予約権無償割当てに関する割当通知

(1) 改正の概要 (279 II III)

(現行)

権利行使期間の初日の
2 週間前までに株主等
に通知



(改正法)

①新株予約権無償割当ての効力発生日
後遅滞なく通知し、②権利行使期間の末
日が通知日から 2 週間内に到来する
ときは、2 週間経過日まで期間延長

(2) 経過措置 (附則 14)

第 2 親子会社に関する規律

【親会社株主の保護】

1 多重代表訴訟

(1) 多重代表訴訟の概要 (847 の 3)

① 株式会社の最終完全親会社等の株式・議決権の 1%以上を有する株主は、当該株式会社 (完全子会社) の役員の実行責任を追及する代表訴訟を提起することができる。

② 多重代表訴訟の対象となるのは、特定責任=原因事実発生時において当該株式会社 (完全子会社) の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の 5 分の 1 を超える重要な完全子会社の発起人等の責任 (注)

(注) 手続等につき 847 の 4 以下、最終完全親会社等がある場合の責任の免

除につき 847 の 3X, その一部免除につき 425・426 II V VIVI・427 III IV,
会社の代表につき 386・399 の 7・408 をそれぞれ参照

(2) 経過措置 (附則 21 III)

2 株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟

(1) 改正の概要 (847 の 2)

株主は、株式会社の株主でなくなった場合であっても、①株式交換等によりその完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するときは、②株式交換等が効力を生じた時までにその原因となった事実が生じた当該株式会社（完全子会社）の取締役等の責任について、代表訴訟を提起することができる。

(注) 手続等につき 847 の 4 以下, 責任の免除につき 847 の 2 IX, 会社の代表につき 386・399 の 7・408 をそれぞれ参照

(2) 経過措置 (附則 21 II)

3 企業集団における業務の適性を確保するための体制整備 (362 IV ⑥, 399 の 13 I ①ハ, 416 I ①ホ)

4 親会社による子会社株式等の譲渡

(1) 改正の概要 (467 I 2 の 2)

次の要件を満たす子会社株式等の譲渡について、株主総会決議による承認を要する。

- ① 譲渡する株式等の帳簿価額が総資産額の 5 分の 1 を超えるとき。
- ② 効力発生日に子会社の議決権の総数の過半数を有しないとき。

(2) 経過措置 (附則 17)

【キャッシュ・アウト】

1 特別支配株主の株式等売渡請求

(1) 概要

株式会社の特別支配株主（総株主の議決権の 10 分の 9 以上を有する株主）が、当該株式会社の株主の全員に対し、その有する株式（注）の全部を売り渡すことを請求することができることとする制度（179 I）

（注）新株予約権及び新株予約権付社債を対象とすることも可能（179 II III）

(2) 手続の流れ

- ① 特別支配株主から対象会社への通知（179 の 2, 179 の 3 I）

- ② 対象会社の承認 (179 の 3)
- ③ 対象会社から売渡株主等への通知 (振替株式の場合は公告) (179 の 4, 振替法 161 II)
- ④ 事前備置手続 (179 の 5)
- ⑤ 取得日に特別支配株主が売渡株式等を取得 (179 の 9) (注)
(注) 取得日前に対象会社の承諾を受けた場合に限り撤回可能 (179 の 6)
- ⑥ 事後備置手続 (179 の 10)
- (3) 売渡株主等の保護等 (注)
 - ア 差止請求 (179 の 7)
 - イ 売買価格の決定の申立て (179 の 8)
 - ウ 売渡株式等の取得の無効の訴え (846 の 2 以下)
(注) 対価の相当性及び対価の支払の確実性の確保について
- (4) 関連改正 (株式質に関する 151・154, 株券提出手続に関する 219・220)

2 全部取得条項付種類株式の取得

- (1) 改正の概要
 - ア 事前備置手続・事後備置手続 (171 の 2, 173 の 2)
 - イ 差止請求 (171 の 3)
 - ウ 価格決定の申立ての期間の変更・株主に対する通知公告・仮払 (172)
 - エ 価格決定の申立てをした株主に対する取得対価の不交付 (173 II)
- (2) 経過措置 (附則 10)

3 株式の併合により端数となる株式の買取請求

- (1) 改正の概要
 - ① 単元株式数を定めていない株式会社が株式の併合をする場合又は② 単元株式数を定款で定めている株式会社が、当該単元株式数に併合の割合を乗じて得た数に一に満たない端数が生ずる株式の併合をする場合 (すなわち、1 単元 100 株とする会社が 1000 株を 1 株としたり、3 株を 1 株とするような株式の併合を行う場合) について、次の規律を設ける。
 - ア 事前備置手続・事後備置手続 (182 の 2, 182 の 6)
 - イ 差止請求 (182 の 3)
 - ウ 一株に満たない端数となる株式の買取請求 (182 の 4, 182 の 5)
- (2) 経過措置 (附則 11)

4 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者の原告適格を明文化（831 I）

【組織再編における株式買取請求等】

1 株式買取請求の撤回制限の実効化

(1) 買取口座の創設

振替株式につき株式買取請求をしようとする場合には、株主は、発行会社が開設する買取口座に振替の申請をする必要（振替法 155 等）（注）

（注）新株予約権及び新株予約権付社債についても同様の規定（振替法 183・215）。なお、経過措置につき整備法 50 I II

(2) 株券が発行されている株式についての買取請求をする場合における株券の提出（116VI, 785VI等）（注）

（注）経過措置につき附則 8, 20 等

(3) 株式買取請求に係る株式についての株主名簿の書換えの規定（133）の適用除外（116IX, 785IX等）（注）

（注）経過措置につき附則 8, 20 等

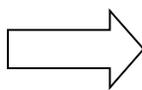
2 株式等の買取りの効力が生ずる時

(1) 改正の概要

（現行）

吸収合併消滅会社等
=合併等の効力発生日
その他の場合（存続株式会社等）
=代金の支払時

（改正法）



いずれについても合併等の効力発生日とする（117VI, 798VI等）。

(2) 経過措置（附則 8, 20 等）

3 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度（仮払の制度）

(1) 改正の概要

株式買取請求等がされた場合に、株式の価格の決定前に、会社が公正な価格と認める額を支払うことができるとするいわゆる仮払の制度の創設（117V, 786V等）

(2) 経過措置（附則 8, 20 等）

4 簡易組織再編, 略式組織再編等における株式買取請求

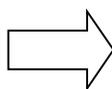
(1) 改正の概要

(現行)

簡易組織再編の要件を満たす消滅株式会社等の反対株主：×
簡易組織再編の要件を満たす存続株式会社等の反対株主：○
略式組織再編における特別支配会社：○

(改正法)

簡易組織再編の要件を満たす消滅株式会社等の反対株主：×
簡易組織再編の要件を満たす存続株式会社等の反対株主：× (797 I 等)
略式組織再編における特別支配会社：× (785 II ②等)



(2) 経過措置 (附則 20 等)

【組織再編等の差止請求】

1 改正の概要

略式組織再編以外の組織再編 (簡易組織再編の要件を満たす場合を除く。) についても, 当該組織再編が法令又は定款に違反する場合において, 株主が不利益を受けるおそれがあるときにつき, 株主による当該組織再編の差止請求を新設 (784 の 2, 796 の 2 等) (注)

(注) 全部取得条項付種類株式の取得, 株式の併合 (前記の株式買取請求が認められる株式の併合に限る。) についても, 同様の差止請求を新設 (171 の 3, 182 の 3)

2 経過措置 (附則 10, 11, 20)

【会社分割等における債権者の保護】

1 詐害的な会社分割等における債権者の保護

(1) 改正の概要

分割会社等が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合には, 残存債権者は, 承継会社等に対し, 承継した財産の価額を限度として, 当該債務の履行を請求することができる (759IV~VII等) (注)。

(注) 事業譲渡及び営業譲渡についても, 同様の規定を新設 (23 の 2, 24, 商法 18 の 2)

(2) 経過措置 (附則 20。事業譲渡につき附則 5, 営業譲渡につき整備法 2)

2 分割会社に知れていない債権者の保護

(1) 改正の概要

(現行)

会社分割に異議を述べることができる分割会社の債権者であって各別の催告をしなければならぬものが各別の催告を受けなかった場合に、当該債権者を保護（現 759Ⅱ等）。

(改正法)

会社分割に異議を述べることができる分割会社の債権者であって各別の催告を受けなかったものを保護（改正後の 759Ⅱ等）



(2) 経過措置（附則 20）

第3 その他

- 1 株主名簿の閲覧等の請求の拒絶事由（125・252）
- 2 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約（205Ⅱ，附則 12）
- 3 監査役の監査の範囲に関する登記（911Ⅲ⑰，附則 22Ⅰ。なお，特例有限会社につき，会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 43）
- 4 いわゆる人的分割における準備金の計上（792，812，附則 20）
- 5 発行可能株式総数に関する規律
 - (1) 株式の併合（180，182Ⅱ，附則 11）
 - (2) 公開会社でない株式会社が公開会社となる場合（113Ⅲ，附則 7）
 - (3) 新設合併等における設立株式会社（814，附則 20）
- 6 特別口座の移管（振替法 133 の 2 等）
- 7 株式移転の無効の訴えの原告適格（828Ⅱ⑫）
- 8 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求（要綱第 3 部第 1）に関する規定が設けられなかった理由

第Ⅲ部 今後の予定等

1 施行日

2 附則25条